

答申第184号
平成28年8月5日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市情報公開審査会
会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成28年3月14日神教委教第2749号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「超過勤務指導記録」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する
不服申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - ① 「神戸市立〇〇学校職員の超過勤務について教育委員会が人事委員会より指導や助言を受けたことがわかるもの（以下「本件請求①」という。）」
 - ② 「神戸市教育委員会が兵庫県教育委員会に平成 27 年 9 月～11 月の間に提出した平成 26 年度給与支給についてわかるもの（以下「本件請求②」という。）」
- (2) 教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条に基づき、教育委員会から公開請求に対する公開決定等の事務について委任を受けた教育長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、いずれも公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人は、本件請求に該当する文書が存在するはずであるとして、審査請求（以下「本件申立て」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成 28 年 2 月 12 日受付の審査請求書及び平成 28 年 5 月 11 日受付の意見書、平成 28 年 5 月 30 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

職員の勤務条件その他の人事管理に関し、教育委員会の配慮のない対応などについて人事委員会に相談にいき、超過勤務に関係する書類一式を渡したが、どのように活用されたかわからない。平成 26 年 7 月から平成 27 年 3 月までの超過勤務について、「〇〇の日だけは認められる可能性がある。」ことしか人事委員会からは口頭で伝えられていない。認められる可能性とはどういうことなのかなどを聞いても詳しい話はない。

人事委員会は、労働基準監督署として必要な文書の作成取得や是正勧告、請求者への説明責任を果たすべきであったにもかかわらずしなかったことは問題である。

請求人が提出した資料をもとに人事委員会は教育委員会へ指導・助言をしているのであれば、〇〇の日だけは認められるという教育委員会の姿勢が変化した経緯が不明である。

人事委員会も教育委員会も口頭でのやりとりのため、簡単に文書不存在として非公開とするのは、労働基準法違反をどのようにとらえているのか。

人事委員会からも教育委員会からも、非公開決定の内容についての説明を求めているにもかかわらず、適切な教示も受けられない、情報提供が不十分であることについても再考願いたく、審査会に諮った。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成 28 年 4 月 7 日付けの非公開理由説明書、平成 28 年 5 月 2 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求①について

人事委員会から、〇〇学校職員が超過勤務と主張する勤務について、一部のものは超過勤務と認められる可能性が高いと助言を受けた。しかし、口頭での助言であったため、該当する公文書は作成しておらず、不存在である。

本件請求②について

平成 27 年 9 月～11 月の間に平成 26 年度実績分の超過勤務手当を処理したものは、請求人に対してのみである。兵庫県が管理する人事給与システムに当該職員の超過勤務情報を入力することによって追給手続きを行ったものであり、兵庫県教育委員会に提出した書類は無く、不存在である。

なお、請求人本人に対する追給のため、入力内容が確認できる書類を情報提供した。

よって、いずれの請求においても該当する公文書を保有しておらず、本件決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

審査請求の対象である本件請求の内容は、「神戸市立〇〇学校職員の超過勤務について教育委員会が人事委員会より指導や助言を受けたことがわかるもの及び神戸市教育委員会が兵庫県教育委員会に平成 27 年 9 月～11 月の間に提出した平成 26 年度給与支給についてわかるもの」である。

(2) 争点

処分庁は、本件請求に対して、該当する文書を作成していないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

これに対し、請求人は、処分庁は人事委員会から口頭での助言であったため、該当する公文書は作成しておらず、不存在であると説明するだけで内容についての説明がないとして争っている。なお、給与支給についてわかるものについては、処分庁がすでに情報提供を行っていることから特に申立てがない。

したがって、本件における争点は、本件請求①に該当する文書の存否である。

以下，検討する。

(3) 指導したことのわかる文書の存否について

処分庁によると，人事委員会からは口頭での助言であったため，文書は取得及び作成をしておらず，不存在であるとしている。

処分庁によると，本件に関して人事委員会より口頭で助言を受けたが，その助言内容を文書に記録するか否かは個別の必要性によって判断していくことであり，本件については文書を作成しなかったとしている。また，処分庁は事後ではあるが助言を受けて兵庫県が管理する人事給与システムを使用して，事務処理を通常の方法により処理したとしている。

以上のとおり，本件請求①の存否について検討した結果，文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

したがって，文書が存在しないとする処分庁の主張は不合理とはいえ，処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから，冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成28年3月14日	—	* 諮問書を受理
平成28年4月7日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年5月2日	第296回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成28年5月11日	—	* 請求人から意見書を受理
平成28年5月30日	第297回審査会	* 請求人から意見を聴取 * 審議
平成28年6月28日	第298回審査会	* 審議
平成28年7月25日	第299回審査会	* 審議